○東京都台東区青少年問題協議会条例

昭和39年４月１日

条例第２号

青少年問題協議会設置法第１条第２項に基づき制定

（設置）

第１条　地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第１条の規定に基づき、東京都台東区に区長の附属機関として東京都台東区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）をおく。

（組織）

第２条　協議会は、会長及び次に掲げるものにつき、区長が任命または委嘱する委員51人以内をもつて組織する。

(1)　区議会議員　６人以内

(2)　区教育委員会の委員　１人

(3)　知識経験を有する者　27人以内

(4)　関係行政機関の職員　11人以内

(5)　区職員　６人以内

（委員の任期）

第３条　前条第３号の委員の任期は、２年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　前項の委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第４条　会長は、区長をもつて充てる。

２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

３　協議会に副会長１人をおき、委員の互選によつて定める。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

５　会長及び副会長にともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

（招集）

第５条　協議会は、会長が招集する。

（専門委員）

第６条　協議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、臨時に専門委員をおくこ

とができる。

２　前項の専門委員は、調査すべき事項について専門の学識経験を有する者のうちから区長が委嘱する。

（定足数及び表決権）

第７条　協議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

２　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委任）

第８条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　東京都台東区青少年問題協議会条例（昭和29年12月台東区条例第15号）は、廃止する。

付　則（昭和47年７月１日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成12年12月７日条例第78号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条の改正規定は、平成13年１月６日から施行する。

付　則（平成26年３月26日条例第８号）

この条例は、平成26年４月１日から施行する。